

久喜市教育委員会令和5年3月定例会

開催月日 令和5年3月22日（水曜日）
開催場所 鷲宮総合支所3階 庁議室1・2
開会時刻 午後1時00分
閉会時刻 午後3時16分

久喜市教育委員会令和5年3月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 令和4年度教職員人事評価結果について
 - イ 久喜市障がい児就学支援委員会の答申について
 - ウ 学習者用タブレット端末（Chromebook）の取扱いについて
 - エ 令和4年度久喜市立中学校卒業生の進路状況について
 - オ 久喜市部設置条例の一部を改正する条例について（「久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正」部分）
 - カ 第2次久喜市生涯学習推進計画（久喜市まなびすとプラン2）の策定について
 - キ 久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定について
〔追加項目〕
 - ク 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について
 - ケ 久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則について（「久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正」部分）
 - コ 久喜市いじめ問題発生報告について
- 第 4 議事
- 議案第18号 久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第19号 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則について
 - 議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市中央公民館）
 - 議案第21号 教育財産の用途廃止について（久喜市東公民館）
 - 議案第22号 教育財産の用途廃止について（久喜市青葉公民館）
 - 議案第23号 教育財産の用途廃止について（久喜市清久コミュニティセンター・

西公民館)

- 議案第 24 号 教育財産の用途廃止について (久喜市森下公民館)
- 議案第 25 号 教育財産の用途廃止について (久喜市栗橋公民館)
- 議案第 26 号 教育財産の用途廃止について (久喜市鷺宮公民館)
- 議案第 27 号 久喜市教育委員会表彰について
- 議案第 28 号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 議案第 29 号 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について
- 議案第 30 号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
- 議案第 31 号 久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について

〔追加項目〕

- 議案第 32 号 久喜市教育委員会事務局職員の人事について
- 議案第 33 号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 議案第 34 号 久喜市いじめ問題調査委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第 35 号 久喜市教育支援センターに関する規則について
- 議案第 36 号 久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示について

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、追加議案参考資料、教育長報告、教育長追加報告

会議の公開・非公開 一部非公開 (個人情報を含む案件、人事案件のため)

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦
参事兼指導課長 川羽田 恵 美
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
参事兼中央公民館長 須 田 諭
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美
臨時的任用職員 三 浦 友 也

傍聴者 なし

午後 1時00分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫）** 皆様、こんにちは。早いもので、今年度最後の定例会となりました。3年以上にわたります新型コロナウイルス感染症でございますが、新たな感染者が減少し、よい方向に向かっているというように感じております。

そのような中、過日中学校の卒業式が開催されました。今年の卒業生は、新型コロナウイルス感染症により3か月に及んだ臨時休業のさなかに入學をし、まさにコロナ禍の中、様々な制約の中で3か年の中学校生活を送った生徒たちであります。どんな思いを持って卒業するのか大変心配をいたしましたけども、コロナ禍だったからこそ学べたこともたくさんあったと、卒業文集に記した生徒がいました。たくましく成長していることに安堵いたしました次第でございます。また、先週3月17日には市立の幼稚園の卒園式が行われ、そしてあしたは小学校の卒業式が予定をされています。子どもたちの巣立ちを心から祝福したいというように思います。

それでは、早速ですが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和5年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫）** これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫）** 本日の議事日程については、当初議案14件、教育長報告7件の審議、報告を予定しておりましたが、議案5件、教育長報告3件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

それでは、議案第32号から議案第36号と教育長報告クからコの合計8件を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

議案第27号及び教育長報告コにつきましては、個人情報を含む案件でありますことから、また議案第28号から議案第34号までにつきましては、人事案件であることから、会議を公開しないこととさせていただきます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第34号まで及び教育長報告コにつきましては会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名させていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、森田課長補佐にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和5年2月24日に開催いたしました令和5年2月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからコまでの10件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和4年度教職員人事評価結果についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 報告ア、令和4年度教職員人事評価結果についてでございます。

教育長報告1ページを御覧ください。この令和4年度教職員人事評価は、埼玉県市町村学校職員の人事評価に関する規則に基づき、公正な人事管理により資するとともに、職員の資質、能力の向上を図ることにより学校の教育力を高め、もって職員が協力して児童及び生徒を伸び伸びと健やかに成長させることを目的とするものでございます。

教職員の人事評価につきましては、2月1日を基準日に、教職員の自己評価シートを基に実施いたしました。一般教職員につきましては校長が最終評価者、教頭につきましては

指導課長、校長につきましては教育長が最終評価者として評価を実施し、全ての評価結果につきまして、2月10日に教育長が決裁を行い、同日県教育局に報告するとともに、各校長から教職員に対しまして評価結果を通知しております。この評価結果は、本採用者で、令和4年度の実働勤務が六月未満の者を除いた577名でございます。

まず、表の上段、総合評価ですが、A評価は186人、32.2%、B評価は391人、67.8%、C評価、D評価はおりませんでした。

次に、表の下段、チームワーク行動評価ですが、校長、教頭を除いた515名が対象となり、A評価は514人、99.8%、B評価は1人、0.2%でございます。

なお、この評価に対する苦情対応はございませんでした。

以上、令和4年度教職員人事評価結果につきましてよろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市障がい児就学支援委員会の答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 報告イ、久喜市障がい児就学支援委員会の答申についてでございます。

教育長報告2ページを御覧いただきたいと存じます。久喜市教育委員会では、久喜市障がい児就学支援委員会条例第2条、就学支援委員会は、次に掲げる事業に関し、久喜市教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するとあることから、市内在住の学齢児童生徒及び就学予定者のうち、障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することを審議するよう、令和4年8月24日付にて諮問いたしました。このたび令和5年2月3日付で当該委員会から審議結果について答申をいただきましたので、その内容について報告するものでございます。審議対象者につきましては776名で、審議結果は御覧のとおりでございます。以上が久喜市障がい児就学支援委員会の答申についてでございますが、実際の就学先につきましては、3月20日現在、通常学級に84名、特別支援学級の知的に204名、特別支援学級の自閉・情緒に184名、病弱に1名、肢体不自由に3名、弱視に1名、特別支援学校に37名、通級・情緒に57名、通級・ことばの教室に185名、特別支援学校以外の高等学校に20名となりました。

なお、保護者の希望や転居等により、今後も実際の就学先につきましては多少の変動があると考えております。よろしくお願ひいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

小野田委員。

- 委員（小野田真弓） 特別支援学校・高等部・分校というのがありますが、これはどこのことを指しますか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 特別支援学校・分校というのは、久喜特別支援学校の白岡分校、騎西特別支援学校の北本分校が該当いたします。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。
諸橋委員。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） この審議対象者なのですけれども、まず昨年度との人数の比較を教えてくださいたいのと、特別支援学級の肢体の生徒さんというのは個別に先生がつかれるのかを教えてください。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 肢体不自由学級は3人ですが、令和5年度はそれぞれ別の学校ですので、3学級になります。ですので、肢体不自由の学級、1クラスに1人の在籍になりますので、基本的には1人の先生が指導することになります。途中で病気等の発症によりまして、これらの学級を設置するという事例もございます。
- 教育長（柿沼光夫） 昨年度との比較については。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 全体でよろしいでしょうか。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 全体の人数で大丈夫です。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 昨年度は、全体で704件ございました。今年のほうが72件多いということになります。
- 教育長職務代理人（諸橋美津子） 分かりました。ありがとうございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。
◎教育長報告 ウ
- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、学習者用タブレット端末（Chromebook）の取扱いについての報告でございます。
報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） それでは、報告ウ、学習者用タブレット端末（Chromebook）の取扱いについてでございます。
教育長報告3ページを御覧ください。初めに、全体の内容でございますが、学習者用タブレット端末の活用をする中、故障、破損端末の台数も急激に増加しており、予算が限られていることや児童生徒に端末を早く修理して返却できないなどの状況を踏まえ、登下校時または家庭での故障、破損で経年劣化のものを除いたものにつきまして、保護者負担とさせていただくこととし、別紙のとおり目安を設け、市内小・中学校長、PTA会長、

保護者宛てに保護者負担のご協力についてお願いをしたところでございます。また、学校単位PTA連合会においては、保険の見直しを実施していると伺っております。内容は、基本年額100円にオプションで年額1,350円を払うことで、登下校時及び家庭での端末の故障、破損の修理に対応するものと伺っております。このような流れをうまく活用して、児童生徒の学びの機会が保障できるよう努めてまいります。

以上が報告ウ、学習者用タブレット端末の取扱いについての概要と報告でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

山中委員。

○**委員（山中大吾）** 令和5年度では、学校内の過失・不注意は市負担となっていて、家庭内の過失・不注意が保護者負担となっていますが、端末の故障が家庭内で起きたものなのか、学校で起きたものなのかをどのように確認を取るのか教えていただきたいです。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 端末が破損した場合には、規定の様式を用いて、どのような状況で破損してしまったかということを保護者から学校に報告していただき、それを学校から教育委員会に報告するという方法で、理由を確認しているところでございます。当初はかっとなって投げってしまったというようなものについては自己負担をお願いしていたところでございますが、それ以外の例えば飲物をこぼしてしまったとか、床に置いておいてご家族の誰かが踏み潰して破損してしまったというような事例が出てきたことから、それらについてもご家庭と相談しながら保護者負担をお願いできるように、丁寧にご説明していきたいと考えています。

○**教育長（柿沼光夫）** 山中委員。

○**委員（山中大吾）** タブレットの修理について、教育委員会としては、市負担を中心に考えているのか、それとも今後できるだけ保護者負担にしていきたいのか、どちらの考えでいますか。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 破損の理由については、故意あるいは不注意といったものもありますが、自然破損といいますか、特に力を加えていないのにもかかわらず、電源が入らなくなってしまったとかキーボードが動かなくなってしまったというものもございます。そのような自然破損、故障につきましては、市で負担していくつもりでございまして、それらに対応できるように予算計上しておるところでございます。それ以外のものについては、できるだけご家庭にご理解いただいて、保険等を活用しながらご負担いただけるようご相談していきたいと思っております。

○**教育長（柿沼光夫）** 山中委員。

○**委員（山中大吾）** ありがとうございます。基本的には、今後受益者負担というところを目指していきたいというのが教育委員会の考えということでよろしいでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 落として故障してしまったものなども含め、学校での破損につきましては、現時点では市の負担ということで表にお示ししているところがございます。今後につきましては、全て受益者負担にするかどうかというのは、ほかの関係課とも協議しながら慎重に進めていかなくてはいけないと考えております。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
- 委員（山中大吾） 分かりました。この過失というのは、家庭内で壊したとしても、学校で落としてしまったと言えいかようにでもできてしまうと思ったものですから、今後本当に受益者に保険に入っていていただいて対応していく方向に持っていきたいのか、それとも学校で貸し付けているものだからできるだけ市で面倒見ていくのか、方向性がどちらか決まっているのであれば聞きたいと思ったので質問させていただきました。今後、修理代もかなりの予算がかかると思いますので、どのようにしていくのか検討していただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） この保険に関してですが、私も調べてみたのですけれども、PTAのほうで自転車・タブレットまるっと賠償補償というものがあまして、こちらのことでしょうか。これが来年度の4月1日からですと3月10日までが締切りになっているようです。ということは、既にほとんどの方がもう保険を掛けているのでしょうか。それと、来年1年生に上がる者についてはどのようにするのか、5月1日からの保険が4月20日までに申込みというふうになりますと、1か月間空白期間ができると思うのですが、その辺の対応はどのように考えているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 保護者が入っていただく保険につきましては、教育委員会のほうからお願いをして入っていただくものではないという捉え方をしています。各学校のPTAのほうでご協議いただいて、学校単位で入っている学校もございますし、個人の判断あるいはこのPTAの保険を使わず個人の別の保険に入っている方もいると思いますので、保護者の皆様のお考えに沿ってというように考えています。また、年度当初に入るタイプもございますが、年度途中でも、若干お値段は高くなるようですが、入れる保険もあると伺っております。
- 教育長（柿沼光夫） PTA連合会で検討していただいて、各学校単位PTAで検討してもらおうということになっております。PTA会員が全員が入るか希望者にするかは、それぞれ学校ごとに検討するということです。
どうぞ、渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） そうしますと、これは個人対応というのが教育委員会の考え方ということでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 市でも保険加入について検討したこともございますが、様々な観点から検討した結果、最終的には見送らせていただいて、現時点では個人のご家庭のご判断ということでお願いしているところでございます。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
小野田委員。
- 委員（小野田真弓） すみません、私も保険のことだったのですが、先ほど山中委員がおっしゃっていた今後どうするかによっても変わってくるのかなとは思いますが、やはり個人的には保険に入って、そこから支払うほうが全員安心するのかなというのがありました。それと、個人の加入しているものというようにあったので、私も調べてみたのですが、結構タブレットを補償するという保険が少なく、だったらPTAのもので入ったほうが安心なのかなと思います。普通の賠償責任保険だとタブレットは対応しないものがほとんどになりますので、自分のうちは入っているからというふうに思っている方が、いざ使おうと思ったら保険適用にならないということがあるのであれば、そういうこともちゃんとお知らせをするべきかなと思います。それから、1年生に上がる方には、前もって学校説明会のときなどに、こういうことは連絡してあるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） まず初めに、個人の保険では対応が難しいのではないかというお話でございますけれども、確かに保険も様々な条件がございますので、今のところ個人の保険を利用した方は1件ということでございますので、それぞれのご家庭で保険について何が適用になるのかというところは見極めていただく必要があると思います。また、今回このクロームブック端末修繕の目安というものをご提示させていただいたのは、どこの部分が市費負担になるのか、また保護者負担になるのか、お示しいただきたいというPTAからの要望によってお示しをしたものでございます。1年生につきましても、入学説明会などで説明しているものと考えております。
- 教育長（柿沼光夫） 小野田委員。
- 委員（小野田真弓） タブレットの関係でもう1点、1年生に上がるお子さんは6年生だったお子さんのタブレットを使用するというところでよろしいでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 学校間はまたがずに、1年生から6年生まで使用し、6年生は卒業したら小学校に置いていく、そしてそれを1年生が使うという形です。中学校も同様に、中学3年生が学校に置いていって、それを中学1年生が使うという形で進めていきます。
- 委員（小野田真弓） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） このクロームブックについては子どもが乱暴に扱って、投げつけて破損してしまうという話も聞きます。そういったことを考えると、故意に壊したものは保護者負担というのが理想なのかなと思うのですけれども、乱暴に扱う生徒さんの背景にどんなものがあるのか、例えば操作の仕方がよく分からなくて乱暴に扱ってしまったりするのかな、どういったことがあってそういうふうになってしまうのか、どのようなケースがあるのか聞いていらっしゃいますか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 全てについて把握しているわけではありませんが、聞いたところによりますと、感情が抑えられなくなって、すぐそばにあった端末に気持ちをぶつけてしまったケースが多数あるというふうに聞いております。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、令和4年度久喜市立中学校卒業生の進路状況についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 続きまして、報告エ、令和4年度久喜市立中学校卒業生の進路状況につきまして報告させていただきます。

教育長報告エでございます。本日、別紙資料として最新のものを配付させていただきましたので、御覧いただきたいと思います。3月17日現在の進路状況でございます。卒業生数は1,207名でございます。また、本日現在進路が確定していない進路未定者は11名で、内訳が高等学校等に進学希望者は7名、未定者が4名でございます。また、表にはございませんが、適応指導教室通級生徒は8名で、全員の進学がこちらは決定しております。同様に、フリースクールに通学している生徒が3名で、2名が進路決定、1名が未定というふうになっております。

報告は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 進学を予定している生徒の家庭の中で、市の入学準備金ですとか奨学金あるいは県の返済不要の奨学給付金の利用を予定している家庭はあるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 久喜市の入学準備金・奨学金につきましては、私の学務課の所管でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

令和4年度の中学卒業生の中で、久喜市の入学準備金・奨学金を申請した方につきましては、1名でございます。入学準備金の申請でございまして、奨学金については申請をされておられません。久喜市以外の生徒の利用状況につきましては、私どもでも把握できておらないところがございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問なしの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、久喜市部設置条例の一部を改正する条例について（「久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長より報告いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 教育長報告オ、久喜市部設置条例の一部を改正する条例についてのご報告でございます。

令和5年4月1日から組織が変更されることに伴い、久喜市いじめの防止等のための組織に関する条例において、健康・子ども未来部が子ども未来部に変更となることを報告いたします。

なお、企画政策課が取りまとめ一括して改正を行ったため、本定例会での報告となりましたことをお伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、カ、第2次久喜市生涯学習推進計画（久喜市まなびすとプラン2）の策定についての報告でございます。

報告の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 教育長報告カ、第2次久喜市生涯学習推進計画（久喜市まなびすとプラン2）の策定についてご報告いたします。

現行の久喜市生涯学習推進計画（久喜市まなびすとプラン）は、令和4年度までの計画となっております。令和4年3月に市民意識調査を実施いたしまして、その後生涯学習推進計画検討部会や生涯学習推進会議幹事会、生涯学習推進会議において協議等を行うと

ともに、パブリックコメントを経て策定作業を進めてまいりました。このたび令和5年度から第2次久喜市生涯学習推進計画（久喜市まなびすとプラン2）を別添資料のとおり策定いたしましたので、報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。
渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 4点ほど伺いたいと思います。

まず、1点目は12ページの1の基本理念のところ、(1)としまして、学ぶ、いかす、つなぐ、支えあう生涯学習、この表記の見直しということで、平仮名から漢字に変わったことの意味はどういったことなのでしょう。

2点目は、新規事業ということで19ページに埼玉県家庭教育アドバイザー、ネットアドバイザーの活用についてというのがありますが、これは具体的にどのような学びの機会を提供する計画なのでしょう。

そして、次が28ページに生涯学習人材バンク活用事業についてということで、実施計画のほうでは12回の開催を予定しているようでしたが、これは具体的に内容が決まったものがありましたら教えてください。

そして、最後4点目は41ページの新・放課後子ども総合プランの推進について、この件については保育課が関係しているわけですが、保育課とどのような協議を行っているのでしょうか。また、生涯学習課ではどのような事業を想定しているのか教えていただきたいと思います。

以上4点お願いします。

○**教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。

○**参事兼生涯学習課長（小森谷修）** まず初めに、12ページ、基本理念のところでございます。平仮名表記、漢字表記についてでございますが、こちらにつきましては、推進計画自体が子どもから高齢者までを対象としてございます。こういった中で、特に「つなぐ」という漢字が読みづらいというような委員からのご指摘をいただいたところでございます。つなぐについては平仮名表記にさせていただきました。また、「いかす」につきましては「生」のいかすと「活」のいかす、の2つの意味を持っております。そちらの意味を生かすために平仮名表記とさせていただきます。学ぶ、それから支えあうについては漢字の表記とさせていただきます。

続いて、新規事業等でございます。19ページの埼玉県家庭教育アドバイザーの活用についてでございますけれども、こちらにつきましては久喜市在住の埼玉県家庭教育アドバイザーの皆様にご協力をいただきまして、保護者等の子育てやインターネットトラブルに関する悩み、学び等の機会を提供してまいりたいと考えてございます。さらに、家庭教育支援チームを創設いたしまして、子育てサロンを実施していきたいというふうに考えてございまして、その事前準備のための予算を来年度確保させていただいて、勉強会を含めて3回を予定させていただいております。来年度にはそのサロンを1回は実施した

いというふうを考えているところでございます。市内には県の家庭教育アドバイザーの皆さんが21名配置されているというところでございます。

続きまして、28ページの生涯学習人材バンクの活用事業ということで、現在進めております生涯学習人材バンクに登録されている方が既にいらっしゃいますので、その方たちについて、今までは紹介するだけでございましたけれども、講師などとしての人材活用を考えてございます。こちらについても予算措置を行っているところでございます。

続きまして、41ページ、新・放課後子ども総合プランの推進についてでございます。こちらにつきましては新規というところではございますけれども、既にもう計画が策定されて、本プランが2023年度までというふうに文部科学省のほうでなっているところでございます。そちらの新たな厚生労働省、文部科学省からの通知に従いまして、子どもの安全安心な居場所確保に努めていくというところでございます。現在は、放課後子ども教室運営委員会の定例会のほうに、保育課長であるとか、学童保育運営協議会の理事長にご参加いただいておりますので、さらに連携を図ってまいりたいというところでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 平仮名が漢字に変わったことに対する質問については、いかす、つなぐは前から平仮名のように、今回学ぶと支えあうが漢字になったようでしたので、この点をお聞きしたかったのです。

それと、生涯学習人材バンクについては、実施計画では12回ということなので、毎月1回かなと思います。そうしますと、もう4月、5月ぐらいの事業は決まっていますものではないかということで具体的な内容をお聞きしたところです。

それから、放課後子ども総合プランについては、前々からいろいろ懸案になっていましたが、なかなか進まないという現実があったと思うのですが、23年度が最終年度ということですが、具体的にどういった事業を想定しているのか、そこを確認したかったのです。よろしくお願いします。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 学ぶ、支えあうについては、言葉の意味としてはそのままでももちろん構わなかったのですが、漢字がいいだろうというようなご意見を検討部会からいただいて、変更いたしました。

当初は、学ぶの「学」、生かすの「生」、繋ぐの「繋」、支え合うの「支」という4文字を取って学、生、繋、支の生涯学習という案をいただいていたようです。しかし、生涯学習を進める上で広い年代層を対象にしておりますので、子どもにはその意味が少し難しいのではないかなど、こちらをそのままインパクトを与えるような文字として残すのは厳しいのではとの意見があり、学ぶ、支えあうのみを漢字として、それ以外については先ほど申し上げたとおりの理由により、平仮名にするという形にしたというところでございます。

それから、先ほどの28ページのほうでございますが、4月、5月につきましては、4月、久喜の地下水はなぜ酒造りに適しているのか、5月、親子でスキンシップを取りながらヨガを楽しもうということで「まなびすぽっと」で実施するという予定が決まっております。

それから、新・放課後子ども総合プランにつきましてですけれども、こちらは委員のおっしゃるとおりなかなか具体的な姿が見えてこないというところがございます、我々も実際にこの運営委員会の定例会にお呼びして、我々が活動している冊子を配布させていただくなどしており、我々の活動にご理解をいただいているというふうに考えてございますけれども、各学校単位で進めているところもございまして、生涯学習課と保育課の連携というところが、本来はうまく手を繋いでやっていけばいいのですが、なかなか見えてこないのが、ご心配をいただいているという状況かと思えます。来年度につきましては、もう少し具体的な方策というのが示されるのかなというふうに我々は期待しているところなのですが、それはやはり文部科学省と厚生労働省がどういったものを出してくるのか、子どもたちの安心安全な居場所を確保するというのが必要となりますので、そういった部分でどのような計画が示されるのかというのを注視していくしかないのかなと考えてございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 19ページのネットアドバイザーの活動のところなのですが、先ほどの説明でネットトラブルに関する悩み等の学びの機会を提供しますとあるのですが、この提供の仕方というのは例えば各学校に出向いて保護者向けに講演を行うといったような事業形式でされるのか、具体的にどういうことをされるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 家庭教育アドバイザーにつきましては、各学校と調整をして県から委嘱されている方たちですので、我々が特にああしよう、こうしようということではないのですけれども、実際に学校のほうに伺って家庭と教育についていろいろな相談にのっていると伺っているところがございます。来年度インターネットトラブル等を学べる機会をとということであつておりますけれども、こちらについては改めて家庭教育アドバイザーというのを、今回謝礼金を用意させていただいて、市の事業として久喜市在住のアドバイザーの皆さんを活用していこうというような内容になってございますので、そういった中で保護者向けに先ほど申し上げた子育てサロンであるとか、そういったところで保護者宛てに講習会とか勉強会みたいなものを開催できればというふうに考えているところがございます。

○教育長職務代理者（諸橋美津子） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

山中委員。

○委員（山中大吾） すみません、今ちょうどネットトラブルという言葉が出たので、質問なのですが、先般お寿司屋さんの動画ですとかいろんな事件がネット、ティックトック等でありましたので、子どもたち向けにこういうことをやると、こういうふうになってしまうんだよと、刑事事件にも発展してしまうんだよといったネットの怖さも教えていただければいいと思います。これはあくまでもご意見です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 キ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、キ、久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定についての報告でございます。

報告の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 教育長報告キ、久喜市部落差別を解消するための同和教育の基本方針の改定についてでございます。

お手元の別冊資料をお開きいただきまして、併せて新旧対照表のほうを確認していただければ幸いです。本方針につきましては、本市の同和教育の推進に当たり、基本的な方向性を示したもので、現行の方針につきましては、久喜市同和教育の基本方針として平成30年4月に改定したものでございます。前回の改定から5年が経過する中、この間の社会情勢の変化や令和4年3月に改定された埼玉県人権施策推進指針、同年7月に施行された埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例などとの整合性を図るため、本方針を改定いたしましたので、報告させていただくものでございます。

なお、改定に当たりましては、これまでうたってまいりました同和問題という表現につきましては、国や法律、県条例において部落差別という文言で統一されておりますことから、本指針でも部落差別という形に修正をさせていただいてございます。また、本方針の根拠といたしまして、各関係計画、方針が改定されたことに加え、新たに埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例の追加をいたしまして、令和元年に実施した同和教育に関する教員意識調査、令和3年に実施した人権に対する意識調査の調査を踏まえた内容としたものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

山中委員。

○委員（山中大吾） 部落差別について、今の小学生たちの理解度はどの程度なのか教えてください。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（小森谷修） 小学生ということではないのですが、令和元年5月に

同和教育に関する教員の意識調査というのを実施してございます。こちらにつきまして、子どもたちに対応する教職員の同和問題に対する意識を調査したものでございまして、現在部落差別があると考えますかという質問に対して、調査対象が埼玉葛郡市ということになっておりますので、12市町、三郷、八潮、越谷、吉川、春日部、杉戸、宮代、松伏、久喜、幸手、蓮田、白岡の公立小・中学校の先生たちに伺ったところでございまして、対象が224名となっております。教職員の61.6%があるというふうに回答しているということでございますが、実際に同和教育を授業でどれくらい取り組みましたかという質問に対しては、約42%が取り組んでいないというふうに回答をいただいているところでございます。なお、教職員の皆さんのご意見としては、若い世代の方に関していうと、ご自身も同和教育というものを受けていないというような空白の期間がございまして、そういった方たちについては、間違っただけを教えてしまわないか不安であるというような回答が多かったと認識しているところでございます。

それから、同和問題について初めて知ったのはいつですかという質問に対して、小学生のときが約32.7%、中学生のときが26%というような形になってございます。アンケート結果をみますと、同和問題に対しては教職員の皆さんはじめ子どもたちへの研修や学習は今後も必要であると考えております。ここ最近、ユーチューブ等でそういった部落差別の対象地区に入って行って撮影して公開するというようなことが問題になってございますので、一部動画のほうは視聴禁止になってございますけれども、まだまだそれが全て解消されたものではないというふうに我々は感じているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫）** 今の数字はあくまで埼玉葛12市町のアンケートの結果です。本市は、全ての教職員に毎年研修をしていますので、同和問題について知らないという教職員はいないというように私は理解しております。
- 委員（山中大吾）** ありがとうございます。
- 教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美）** ちょっと確認させてください。人権に関する意識調査というのは、8ページの3の関係機関等との連携の中に、埼玉葛12市町合同による人権に関する意識調査を実施しますとありますが、令和3年11月に実施された人権に関する意識調査、これがそれに該当するものなのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修）** 委員のおっしゃるとおり、そちらが対象の調査でございます。
- 教育長（柿沼光夫）** 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美）** そうしますと、これは5年の計画となっておりますが、また時期を見て同じ調査をするということでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫）** 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修）** この調査は隔年で実施しているものでございまして、

次は令和5年度に実施して、5年度中にまとめるという予定になっております。

○委員（渋谷克美） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ク

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ク、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長によりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 教育長報告クの久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

教育長追加報告資料の1ページから3ページを御覧ください。今回の改正は、会計年度任用職員の職名の変更及び削除でございます。

初めに、別表第1の適応指導教室相談員及び適応指導教室訪問相談員並びに適応指導教室訪問指導員につきましては、削除するものでございます。

次に、同じく別表第1の適応指導教室指導員につきましては教育支援センター指導員に、適応指導教室室長につきましては教育支援センター所長に職名を変更するものでございます。

なお、適応指導教室を教育支援センターに変更することにつきましては、この後の議案第35号 久喜市教育支援センターに関する規則についての規則制定議案においてご説明させていただきます。

また、本規則につきましては、市長部局の人事課が所掌する例規でございますが、教育委員会に関する内容も含まれておりますことから、本日教育長報告にてご報告をさせていただいたものでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ケ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ケ、久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則について（「久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正」部分）の報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 続きまして、教育長報告ケの久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則について（「久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正」部分）について、ご説明申し上げます。

教育長追加報告資料の4ページから10ページを御覧ください。久喜市の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則のうち、8ページの第13条、枠で囲っている部分となりますが、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正についてご報告するものでございます。

今回の改正は、会計年度任用職員の職名の変更及び削除でございます。

初めに、別表第1の公民館補助委員につきましては、来年度から公民館をコミュニティセンターに転用いたしますので、削除するものでございます。

次に、別表第3の公民館館長でございますが、公民館補助委員と同様に来年度から公民館をコミュニティセンターに転用することに伴い削除するものでございます。

次に、同じく別表第3の公民館運営委員でございます。こちらにつきましては、来年度から生涯学習課の公民館事業推進室において、これまでと同様に公民館事業を行うために配置する公民館運営委員の名称を、公民館事業運営委員に変更するものでございます。

なお、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則につきましては、市長部局の人事課が所掌する例規でございますが、教育委員会の関係する内容が含まれておりますことから、本日教育長報告にてご報告をさせていただいたものでございます。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告コにつきましては、先ほどご了解をいただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 コ

○教育長（柿沼光夫） 次の教育長報告コにつきましては、児童生徒の個人情報に関する案件でありますことから、部長、副部長、指導課長を除く事務局職員については退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

午後 2時04分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

それでは、コ、久喜市いじめ問題発生報告についての報告でございます。
報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

[非公開案件につき省略]

事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

ここで一旦会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

暫時休憩いたします。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時12分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第18号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第18号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第18号 久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） それでは、議案第18号の久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

議案書 1 ページから 2 ページ、議案参考資料の 1 ページを御覧ください。初めに、このたびの改正が必要となりました経緯についてご説明させていただきます。令和 3 年に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、個人情報の保護に関する法律が大幅に改正され、これまで地方公共団体が定めた条例に基づき運用しておりました個人情報保護制度について、改正後の法律による全国共通ルールが適用されることとなりました。

この法律改正により個人情報保護制度が全国統一的運用となることから、本市におきましても現行の久喜市個人情報保護条例を廃止し、法律上条例で定めることが必要な事項及び法律の範囲内で本市として必要な事項を定めるため、新たに久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する必要性が生じたことから、久喜市議会令和 5 年 2 月定例会議におきまして、当該条例の制定議案が市長部局より提案され、3 月 20 日の議会最終日に原案可決されたところでございます。

久喜市個人情報保護条例の廃止に伴いまして、行政委員会が保有する個人情報の保護に関する規則につきましても引用部分の改正が必要となるもので、久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則につきましても引用部分を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

第 1 条の引用を個人情報の保護に関する法律及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例に変更し、第 2 条の引用を久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則に改めるものでございます。

なお、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例及び久喜市個人情報の保護に関する法律施行細則の公布番号が空欄となっておりますが、庶務課にて番号が決定しましたら、その番号を追加いたしまして公布をさせていただきます。

最後に、附則でございます。この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 18 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 久喜市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 19 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 19 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 3 ページを御覧ください。

議案第 19 号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 19 号 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 議案第 19 号 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則についてでございますが、議案の 3、4 ページ、議案参考資料の 2 ページを御覧いただきたいと存じます。

こちらにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、第 2 条中「第 28 条の 5 第 1 項」から、第 2 条中「第 22 条の 4 第 1 項」に引用条項を改正するものでございます。地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項には、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定してございます。規定の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用の 2 つの再任用制度となりましたことをお伝えして、ご報告をさせていただきます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 19 号について質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 20 号～議案第 26 号

○教育長（柿沼光夫） 次の議案第 20 号から議案第 26 号につきましては、関連がございますことから一括して上程し、議題といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号につきましては、一括して上程し議題とさせていただきます。

それでは、議案書の5ページから25ページ、議案第20号から議案第26号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** 議案第20号から議案第26号の教育財産の用途廃止につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市中央公民館、久喜市東公民館、久喜市青葉公民館、久喜市清久コミュニティセンター・西公民館、久喜市森下公民館、久喜市栗橋公民館、久喜市鷲宮公民館7館につきまして、久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めるものでございます。

各議案の内容につきましては、中央公民館長よりご説明申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 中央公民館長。

- 参事兼中央公民館長（須田諭）** 中央公民館でございます。教育財産の用途廃止につきまして、一括してご説明させていただきます。

議案書の5ページから25ページまでが一括上程の対象でございます。

それでは、教育財産の概要でございます。初めに、6ページ、所在地、久喜市久喜中央4丁目7番7号、名称、久喜市中央公民館、土地の地番、久喜市久喜中央4丁目1269番地2ほか1筆、地積合計2,929.09平方メートル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り4階建て、延べ床面積2,112.16平米でございます。財産の位置等につきましては、7ページのとおりでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。所在地、久喜市久喜東1丁目27番20号、名称、久喜市東公民館、土地の地番、久喜市久喜東1丁目898番地1ほか2筆、地積合計1,806.14平方メートル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,199.20平方メートルほか2棟でございます。財産の位置等につきましては、10ページのとおりでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。所在地、久喜市青葉1丁目2番1号、名称、久喜市青葉公民館、土地の地番、久喜市青葉1丁目2番1号、地積1,200.00平方メートル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積376.69平方メートルでございます。財産の位置等につきましては、13ページのとおりでございます。

次に、15ページをお願いいたします。所在地、久喜市上清久1489番地2、名称、久喜市清久コミュニティセンター・西公民館、土地の地番、久喜市上清久字本村1489番地13ほか4筆、地積合計3,742.28平方メートル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ床面積1,278.42平方メートルでございます。財産の位置等につきましては、16ページのとおりでございます。

次に、18ページをお願いいたします。所在地、久喜市菖蒲町下栢間5495番地2、名称、久喜市森下公民館、土地の地番、久喜市菖蒲町下栢間5495番地2、地積3,614.00平方メ

一トル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,032.30平方メートルでございます。財産の位置等につきましては、19ページのとおりでございます。

次に、21ページをお願いいたします。所在地、久喜市栗橋中央2丁目7番1号、名称、久喜市栗橋公民館、土地の地番、久喜市栗橋中央2丁目2717番地、地積1万781.00平方メートル、建物の名称、公民館（A棟）、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積877.17平方メートルほか6棟でございます。財産の位置等につきましては、22ページのとおりでございます。

次に、24ページをお願いいたします。所在地、久喜市鷲宮6丁目1番4号、名称、久喜市鷲宮公民館、土地の地番、久喜市鷲宮6丁目1番4号、地積2,862.00平方メートル、建物の名称、公民館、構造、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積1,343.04平方メートルほか3棟でございます。財産の位置等につきましては、25ページのとおりでございます。

次に、2の用途廃止の理由及び3の用途廃止する期日につきましては、議案第20号から第26号まで同じ内容でございます。用途廃止の理由は、令和5年4月1日付で久喜市の各公民館をコミュニティセンターに転用することに伴い、施設の所管を市長部局に移管するためでございます。用途廃止の期日は、いずれも令和5年3月31日でございます。

中央公民館からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） それでは、初めに議案書5ページから7ページ、議案第20号についての質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市中央公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案書8ページから10ページ、議案第21号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 教育財産の用途廃止について（久喜市東公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案書 11 ページから 13 ページ、議案第 22 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 22 号 教育財産の用途廃止について（久喜市青葉公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案書 14 ページから 16 ページ、議案第 23 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号 教育財産の用途廃止について（久喜市清久コミュニティセンター・西公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案書 17 ページから 19 ページ、議案第 24 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 24 号 教育財産の用途廃止について（久喜市森下公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。
続きまして、議案書 20 ページから 22 ページ、議案第 25 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 25 号 教育財産の用途廃止について（久喜市栗橋公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案書 23 ページから 25 ページ、議案第 26 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。
よって、議案第 26 号 教育財産の用途廃止について（久喜市鷲宮公民館）は、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第 27 号から議案第 34 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

- 教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。
午後 2 時 2 8 分 休 憩

午後 2 時 2 8 分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 27 号

- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 27 号を上程し、これを議題といたします。
議案書 26 ページを御覧ください。議案第 27 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 28 号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 28 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 28 ページを御覧ください。議案第 28 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 29 号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 29 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 51 ページを御覧ください。議案第 29 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

◎議案第 30 号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 30 号を上程し、これを議題といたします。
議案書の 53 ページを御覧ください。議案第 30 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第31号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第31号を上程し、これを議題といたします。
議案書の76ページを御覧ください。議案第31号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

次の議案第32号につきましては、事務局職員の人事に関する案件でありますことから、部長を除く事務職員につきましては退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時59分 休 憩

午後 3時00分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第32号

- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案第32号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の1ページを御覧ください。議案第32号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

事務局職員の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 3時06分 休 憩

午後 3時07分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第33号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第33号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書の2ページを御覧ください。議案第33号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第34号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第34号を上程し、これを議題といたします。
追加議案書4ページを御覧ください。議案第34号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

これもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休 憩

午後 3時10分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第35号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第35号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の6ページを御覧ください。議案第35号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第35号 久喜市教育支援センターに関する規則についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育支援センターに関する規則を、別紙のとおり制定したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 議案第35号 久喜市教育支援センターに関する規則について、6ページからを御覧いただきたいと存じます。2022年6月に、不登校に関する調査研究協力者会議において、「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」が出され、その中で教育機会確保法基本方針が、令和元年通知では適応指導教室の呼称を教育支援センターに統一したことに留意することとされたことから、久喜市でも適応指導教室の名称を変更することといたしました。既存の久喜市適応指導教室に関する規則を久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱と統合し、久喜市教育支援センターに関する規則等を制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第35号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 先ほどの教育長報告クの中の規則の一部改正で訪問相談員が削除になっていましたが、この新しい規則の中ではそういったいわゆる訪問型の相談というのはするのかどうか、そこを確認したいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 現在も訪問指導員という名称で委嘱はしておりませんが、必要に応じて学校や相談員、あるいはスクールソーシャルワーカーなども含め、初めから

訪問ありきではなくて、状況が生じたときに関係者で協力してそのような形を取ることも考えられると思っております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） では、実態からしますと変わらないというふうに理解してよろしいわけですね。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 今年度と同様の運用をしていきたいと考えております。

○委員（渋谷克美） ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号 久喜市教育支援センターに関する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 36 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 36 号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の 20 ページを御覧ください。議案第 36 号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 36 号 久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 久喜市教育支援センターに関する規則を制定したことから、既存の規則、要綱については廃止したいと考えて提出しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 36 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号 久喜市適応指導教室の管理運営に関する要綱を廃止する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

○教育長（柿沼光夫） 以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第 5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和 5 年 4 月 24 日月曜日午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮総合支所 3 階庁議室 1・2 で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は令和 5 年 4 月 24 日月曜日、時間は午後 1 時 30 分から、会場は鷺宮総合支所 3 階庁議室 1・2 とさせていただきます。詳細は、追って事務局からお知らせいたします。

午後 3 時 16 分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和 5 年 3 月定例会を閉議、閉会といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和5年4月24日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 渋 谷 克 美